

「地域学校協働活動の推進について」

R7.第1回社会教育委員会議（公民館部会・図書館部会）

会議開催日	協議内容	
令和6年8月21日 第2回公民館部会  令和6年8月22日 第2回図書館部会	1.はじめに	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「学校運営協議会」「地域学校協働活動」「地域学校協働活動推進員」「地域学校協働本部」について理解する</li> <li>● 国、県の動向</li> </ul>
令和6年11月8日 第3回公民館部会  令和6年11月28日 第3回図書館部会  令和7年2月19日 第2回全体会	2.現状と課題	寒川町の地域学校協働活動の現状と課題 ①学校（コミュニティ・スクール）及び学校運営協議会で話題となっていること ②地域の個人・団体・企業等が行っている子どもに向けた活動 →どのようなことが課題であると考えられるか？ 地域の活動をどのように把握するか？
<b>令和7年度以降協議</b> 令和7年6月25日 第1回公民館部会 令和7年6月26日 第1回図書館部会	3.取組方策	地域学校協働活動の充実への取組 ①寒川町の子ども達のために地域と学校が共有する「テーマ」を考える ②学校を核とした地域づくりのための体制づくり（地域学校協働本部及び地域学校協働活動推進員の設置） ③地域でネットワークをつくる（つながる方策）
	4.まとめ	今後の地域学校協働活動に期待すること（社会教育委員からの意見）

# 寒川町社会教育委員会議「地域学校協働活動の推進について」提言書（案）

[R7年6月時点]

## 1. はじめに

### (1) 社会教育委員会議で「地域学校協働活動」をテーマとする目的

昨今、急激な少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立などの地域における課題が指摘され、また学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化し、社会総掛かりで対応することが求められております。このようなことから、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となってきています。

文部科学省では、平成29年3月に社会教育法を改正し、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備を行い、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう推進しています

寒川町においては、町内小中学校8校すべてに学校運営協議会が設置され、地域住民を委員として委嘱し、コミュニティ・スクールとして学校側の体制は整備されましたが、地域学校協働活動を推進するために地域と学校との連携協力体制としての地域学校協働活動推進員の配置や地域学校協働本部の整備はまだ行われておりません。現状では、地域の高齢者、成人、学生、保護者といった個人や、PTA、地域団体、民間企業等が個別に活動をしている状況です。

今後、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域社会と学校が目標を共有し、相互にパートナーとして連携・協働するためには、地域学校協働活動の現状を理解し、課題整理と社会教育側の推進体制整備をしていく必要があります。寒川町社会教育委員は、学校長、社会教育関係団体、地域で活動する個人などで構成され、地域学校協働活動を実践している委員もいることから、地域学校協働活動の推進について、社会教育委員会議で研究、協議し、そこで出された意見をまとめ、寒川町教育委員会に対し提言をいたします。

寒川町としての目標を定めるか？（令和7年2月全体会意見）

### (2) 学校（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動について

#### ① 学校運営協議会

「コミュニティ・スクール」とは「学校運営協議会を設置した学校」のことで、法律に基づき教育委員会に任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成29年3月に一部改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことにより、設置する学校が全国で増えました。

#### 学校運営協議会の主な3つの役割（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6）

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

学校運営協議会の委員には保護者代表、地域住民、地域学校協働活動推進員などで構成されることが想定されており、現在の寒川町の各学校では現役のPTA役員やPTA、教員のOBといった学校教育活動に理解のある人や、民生委員や自治会役員など地域で団体活動に参加している人が委員となっています。

学校運営協議会では学校運営の基本方針や、教育活動について説明したり、委員から意見をいただいたりしながら、学校運営に必要な支援に関する協議をします。学校と地域がと一体となって活動するためには、関係者で目標やビジョンを共有することが重要であり、学校運営協議会での協議や熟議を行うことで、その役割を果たします。

熟議とは多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題解決を目指す対話のことを指しており、様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。単に学校側がこれを地域でやってほしい、人を出してほしいと投げるだけではなく、学校が抱える問題に対して、多くの当事者が一緒に問題解決を目指す対話が熟議となります。そして学校と地域住民が一体となって取り組む活動が「地域学校協働活動」となります。

## ② 地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

### 学校と協働して行う地域学校協働活動の規定（社会教育法 第5条第2項）

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

これらの例として「学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習」「放課後子供教室」「地域未来塾」「家庭教育支援活動」「学校に対する多様な協力活動」「地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画」などあります。その地域の実情を踏まえて、学校と地域が目指す目標を共有し、連携・協働していきます。

このような活動を大きく2つに分類すると学校側の視点として「学校支援」的活動、地域側つまり社会教育側の視点では「地域づくり」的活動となります。そして個人が参画するレベルとしては登下校の見守りなど誰でもすぐ協力できそうなことから、地域ブランドづくりや部活動を支援といった専門的な技能・知識を要する活動など幅広くあります。

## ③ 地域学校協働活動推進員の配置

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域で子ども達のための活動に携わっている団体や個人をつないでコーディネーターの役割が必要不可欠です。「地域学校協働活動推進員」は、

社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。そのため法律に位置付けられた明確な立ち位置で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。「地域学校協働活動推進員」は学校運営協議会の委員であり、そして地域の人や活動などをコーディネートできる人が望ましいとされます。

### 地域学校協働活動推進員の主な役割

- 地域や学校の実状に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など

#### ④ 地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動推進員が学校側で活動する場合の体制は「学校運営協議会」ですが、地域側で活動をつなげるための体制が「地域学校協働本部」となります。

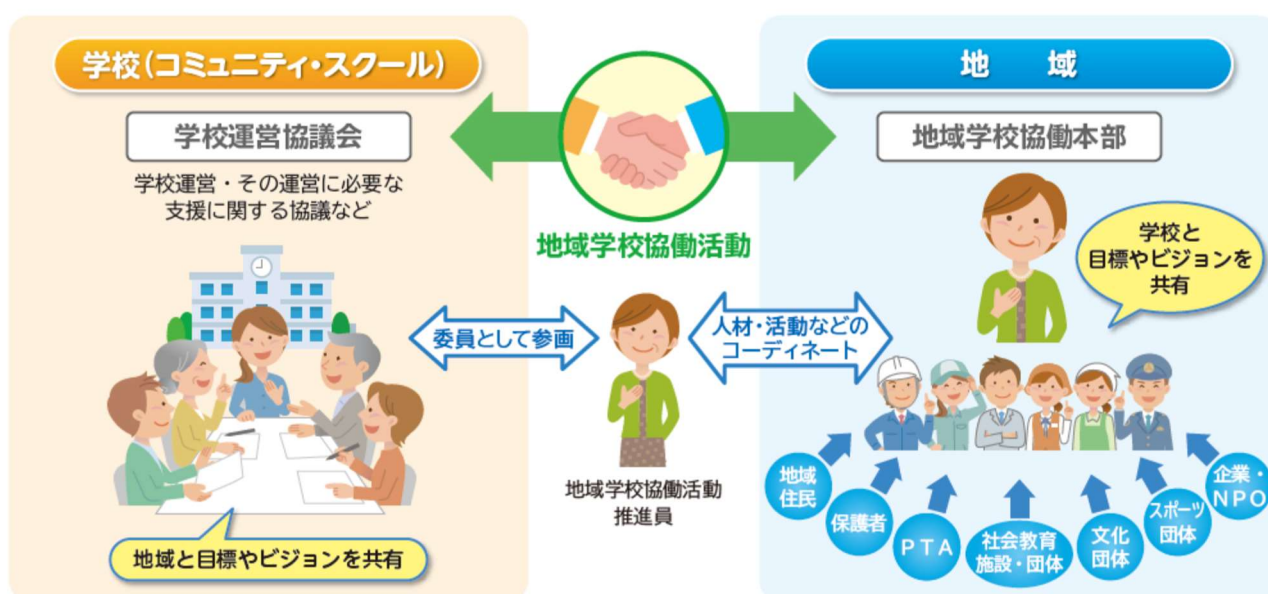
「地域学校協働本部」とは、地域学校協働活動推進員を中心とした多様なメンバーで構成し、学校と地域をつなぐために緩やかなネットワークをつくるための地域側の体制です。地域学校協働本部は次の3つの要素が必要とされています。

### 地域学校協働本部の3つの要素

- コーディネート機能
- 多様な活動
- 継続的な活動

学校と目標やビジョンを共有し、地域で行われる様々な活動の情報を「地域学校協働本部」に集めることで、学校に情報提供をすることや、地域の団体同士がつながることを支援しやすくなります。

「地域学校協働本部」を置く場所は、学校内、公民館等の社会教育施設内、役所内または単に会議体とするなど様々な形式が考えられます。



出典：文部科学省パンフレット「これからの学校と地域～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」

## 2. 寒川町の現状と課題

令和5年度のコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の結果における神奈川県の場合は、コミュニティ・スクール導入率が72.8%、地域学校協働本部整備率は39.3%となっています。寒川町では、地域学校協働本部はまだ整備されておきませんが、地域の特性を生かした形で地域学校協働本部を作るために、寒川町の現状と課題について考えます。

### (1) 学校（コミュニティ・スクール）の現状

寒川町の5小学校、3中学校は全校で学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして活動を行っています。各校の学校運営協議会では年間2～5回程度の会議を開催し、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するほか、全国学力・学習状況調査結果や学校評価の結果の報告などから学校や子ども達が抱える課題を共有し、学校運営や必要な支援に関する協議しています。学校と地域住民等が力を合わせて「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて、お互いに目標やビジョンを共有することが重要であり、学校運営協議会での協議や熟議等がその役割を果たします。コミュニティ・スクールとしての地域学校協働活動の取組を考えるにあたり、教職員から地域に協力してほしいことをアンケート等で意見聴取や、学校運営協議会の委員からは地域の個人・団体として学校へ協力できることの提案をしながら、コミュニティ・スクールの活動テーマを検討したり、学校支援活動のための専門部会を設置したり、地域住民等のボランティアの募集や登録などが行われています。

#### 寒川町のコミュニティ・スクールでの地域学校協働活動の実施事例

**【学校支援活動】** 糸のこ、ミシン等の作業補助／校外学習、水泳授業の引率、見守り／別室登校生徒の見守り／校地内の緑化、美化／地域でのあいさつ運動／学級文庫への本の寄贈／地域の自治会掲示板に学校行事等のお知らせの掲示／PTA活動への支援

**【外部人材を活用した教育活動】** 田んぼ・畑づくりの指導／書写の指導／地域体験学習の実習協力／キャリア教育等のゲスト・ティーチャーの協力

### (2) 学校（コミュニティ・スクール）で求められている地域学校協働活動

学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動を実践に向けて、学校と地域の双方から様々な要望があげられており、実現するためには地域住民や団体等の参画・協働が必要とされています。

#### ① 学校教職員からの要望

##### (ア) 学校の授業支援や子どもが抱える問題への協力

- 糸のこ、ミシン、調理実習など実技を伴う授業での作業補助
- 校外学習、水泳授業など校外へバスで移動する時の人数確認、引率、見学者の見守り
- 学校行事への補助
- 朝の読み聞かせ活動
- 外国につながる子どもの日本語学習等への支援
- 別室登校をする子どもの学校図書館での見守り

### (イ) 外部人材を活用した教育活動の専門的な技能・知識もつ人材の確保

- 田んぼ、畑づくりの指導ができる地域協力者の確保
- キャリア教育や平和教育などのゲスト・ティーチャーの情報収集
- 地域体験学習で多様な経験ができる実習先の情報収集

### (ウ) 学校周辺環境整備や登下校時への支援

- 登下校時の交通安全のための見守り
- 校内緑化、美化活動（花植え、草むしり）
- 地域でのあいさつ行動

## ② 学校運営協議会委員からの要望

### (ア) 地域が抱える課題への協力

- PTA 役員のなり手が不足していることによる組織、活動の見直しに向けた学校・地域からの支援
- 地域でのあいさつ行動や高齢者との交流など地域のつながりを深める活動への協力
- 子どもの成長を地域で見守るための情報提供（学校行事の情報や授業、部活動の成果）としての地域住民が見ることができる掲示物や広報物の発行
- 保護者以外は最近の学校活動を知ることができないため、学校運営協議会委員や地域住民が理解を深める機会の提供（授業見学や行事参加）

### (イ) 地域の人材やモノの活用

- 地域にいる専門的な知識・技能を持つ人材の活用
- コミュニティ・スクールに協力してくれる地域ボランティアの活用
- 子どもの読書支援のために学級文庫へ地域からの本の寄贈の募集

## (3) 学校（コミュニティ・スクール）の課題

学校教職員や学校運営協議会委員から要望される活動は学校（コミュニティ・スクール）で取り組むことが次のような理由で難しい場合も多くあります。とくに地域の協力を求めることで、さらに学校の負担が増加することが大きな課題として考えられます。

- 学校運営協議会が企画・立案した活動の事務作業や、地域学校協働活動への参加者や地域ボランティアの募集手続き、受付事務などの担い手の不在による校長、教頭の負担増加
- 地域ボランティアや本の寄贈の募集に対し、想定しているより集まらない
- 地域ボランティアの連絡調整役の不在
- 寄贈された本の受付リストやラベル作成作業や学年別に選書ができる人材の不足
- 地域にいる専門的な技能・知識をもつ人材、団体について情報入手が難しい
- 協力してくれる人が子どもへの対応に適性があるか見極めが難しい
- 活動をするための物品等を揃える費用の不足
- 教育課程が優先であり、地域の要望する活動を年度途中に取り入れたり、毎年同じ内容を実施したりできるかが確約できない

適性を判断する方法としてどのようなことが考えられるか？  
（令和7年2月全体会意見）

#### (4) 地域の個人・団体・企業等が行っている子どもに向けた活動の現状

寒川町内で地域の個人、団体、企業等で子どもを対象とした多様な地域活動が行われていますが、その活動情報は集約されていないため、町全体でどのような活動があるのか把握することが困難です。そのため、社会教育委員から情報提供のあった活動の中から事例を紹介します。

##### 【学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習】

- 桂川・相模川流域協議会「水ガキ養成講座：カヌー体験&水生生物調査」  
「アジェンダ 21 桂川・相模川」を推進し、桂川・相模川流域の環境保全を図るための事業や、会報誌の発行などを行う団体である桂川・相模川流域協議会が、桂川・相模川上下流の青少年と親子が交流を深め、水環境を大切にする心を養うことを目的として行う。相模川の神川橋下流（寒川町）の河原でカヌー体験や、ガサガサ体験で魚やサワガニ等の水生生物に親しむ。
- さむかわエコネット「旭小学校自然学習会」  
自然環境保全やゴミの減量化に取り組むボランティア団体である「さむかわエコネット」が、旭小学校の4年生の総合学習として地域の自然環境を歩いて知る学習会を行う。旭小学校からふるさと緑道、自然観察の森まで目久尻川沿いを歩いて移動し、エコネット会員が野鳥や植物について説明をしたり、自然観察の森で自由観察をしたり、身近な地域の自然の豊かさを体感する。
- 寒川町人権擁護委員「人権教室」

##### 【放課後子ども教室】

- さむかわふれあい塾  
小学生が安心して遊べる場として、在学している児童を対象に放課後の小学校体育館でなわとび、バドミントン、ボール遊びなどができる場を提供している。安全管理のため、登録制とし、指導員と見守りボランティアで実施時間中の見守りを行っている。  
実施日：月・水・金曜日（学校が休みの日、給食がない日は実施無し）  
実施時間：4～9月 午後3時30分から5時、10月～3月 午後3時30分～4時30分  
実施場所：町内の各小学校体育館  
利用方法：費用無料。年度ごとに事前登録制（電子申請）  
主管：生涯学習課（青少年教育担当）

##### 【休日・放課後活動】

- 寒川町婦人会「子ども料理教室」  
夏休みに町内在住の小学生を対象に、婦人会会員が講師となり調理実習を行う。子どもたちが自ら料理をつくることで食への関心を高めるとともに、保護者以外の地域の大人と交流しながら地域のつながりを深め、青少年の健やかな成長を支援する。
- 寒川町文化連盟「さむかわ文化ふれあいデー」  
夏休みに文化連盟傘下の団体が地域の先生役として、寒川文化のふれあい、継承を願って企画運営を行う。俳句、短歌、盆踊り、書道、楽器、カラオケ等の体験や、盆栽や写真の展示、スケッチや紙芝居の実演など、子どもから大人まで一緒に「見る・知る・体験する」を実践する。

## 【子どもの学習支援】

- 町民センター事業「にこにこ学習会」

町内小学5年生から中学3年生の定員30人を対象に毎週月曜日（祝日、休館日の場合は火曜日開催）の16時～18時で開催。子どもたちは学習用具（教科書、ノート、問題集、ワークブック、ドリルなど）を持参し、学習でわからないところを教員OBなどによるボランティア講師がサポートを行う。

## 【家庭教育支援活動】

- 279smile 湘南「登校に悩みを持つ子どもと保護者の支援活動」

寒川を中心に、登校に悩みを抱える子どもと保護者を支援する活動を行う団体であり、定期的に茶話会や遊びとおしゃべりの会の実施、不登校に関する情報提供とコミュニティづくりの場としてのメール配信やグループLINEの運営等を行う。

## 【学校支援活動】

- 南小学校区の交通安全旗ふりボランティア
- 一之宮小学校の朝の読み聞かせボランティア

## 【地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画】

- 町内各地区の祭ばやし保存会「地域の伝統行事や祭、イベントでの太鼓・お囃子の発表」
- 公民館生涯学習推進員事業「子どもフェスティバル」等
- 寒川町シニアクラブ連合会（ゆめクラブ寒川）「中学生とのニュースポーツ交流」

## (5) 地域の個人・団体等が行っている子どもに向けた活動の課題

前項の事例は町内で行われている地域活動のごく一部であり、地域の団体が行っている活動を知るための手段は多くありません。そのため、地域の団体が子どもに向けた活動を企画して、参加者を募集したい場合も、その関係者内での情報にとどまり、小規模な団体ほど広く周知が難しいことから、参加者を集められない状況が第一の課題としてあげられます。また、地域の個人や団体が学校に協力をしたいと考えていても、その活動や情報が知られていないことから、学校側から要請が来ない状況があります。反対に、学校が地域に人材を求めているも、学校活動の情報が地域に伝わっていないことも課題としてあります。ただし、学校では教育課程の遂行のため年度当初に年間事業計画が組まれており、年度途中で新しい活動を組み入れることは困難な場合が多く、学校に掲示物や配布物で情報提供を求めたり、地域から新たな企画を学校に持ちかけたりすることで、校長や教頭をはじめとする学校教員に負担をかけることも懸念としてあります。さらに、現在活動をしている団体の構成員の固定化と高齢化が進んでおり、若手の加入促進や後継者の育成が進まないことによる活動の担い手不足も課題となっています。

このようなことから、①地域の情報を集約・発信するための体制がないこと、②学校と地域をつなぐ役割の担い手が不在であること、③地域で活動する人の育成が主な課題としてあげられます。

情報の集約と一元化にはどのような方法が考えられるか？（令和7年2月全体意見）

## 3. 地域学校協働活動の充実への取組

（学校と地域の現状と課題から考えられる「地域学校協働活動推進員」の配置と「地域学校協働本部」の設置を必要とする理由）

## 令和7年度の協議事項

### 「1.はじめに」関連項目

#### ①寒川町の目標をどこに定めるか？

(令和7年2月全体会意見)

- 文科省の目標は「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」であるが、寒川の子どもたちをどのように社会の中で伸ばしていくか、支えるかが併記されているとよい。
- 学校教育側からと社会教育側からでは視点が違うが、究極はどこを目指して、学校教育と社会教育がお互い連携しながらがんばるのか意識を共有した方がよい。
- 学校ごとの目標はある。地域の目標とは何なのか？魅力ある地域、豊かな地域とはどのようなことを目指すのか。
- 大磯町では「子どもが真ん中」というコンセプトでやっているとのことなので、子どもを核とするのはどうか。

#### 《参考》

##### 寒川町教育大綱（令和7～10年度）

知・徳・体、調和のとれた児童・生徒を育てます。

- 1 確かな学力を身につけた児童・生徒を育てます。
- 2 豊かな心と健やかな体をもつ児童・生徒を育てます。
- 3 児童・生徒が安心して成長できる学校教育環境を整備します。

共に学び絆を深め、自己実現ができるまちをつくります。

- 1 身近で親しみやすい魅力ある学びの場をつくります。
- 2 社会教育施設を整備します。

##### 寒川町教育振興基本計画（令和3～10年度）

基本理念：よく学び よく遊び よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたってそだてること）と共生（人と人とのつながりを育むこと）をめざして～

基本目標：

**学校教育** 不易（時代を超えてめざすべきこと）と流行（時代に応じてめざすべきこと）

【不易】自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

**社会教育** 町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに活かされている

### 「3. 地域学校協働活動の充実への取組」関連項目

②目標を達成するために地域と学校が共有する寒川町の子ども達のための「テーマ」はどのように設定するか？

- 郷土学習（歴史、伝統文化等）
- 読書活動推進（朝の読み聞かせ、ビブリオバトル）
- 安心安全（登下校時の見守り、横断歩道の旗ふり）
- 
- 

目標…具体的に達成すべき状態  
 テーマ…目標と達成するための  
 指針や主題

③体制づくり：地域学校協働本部及び地域学校協働活動推進員はどのように設置するか？

- 地域学校協働本部が担う役割  
 地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅の広い層の地域住民、団体などが参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する。

- 地域学校協働活動推進員の役割  
 地域と学校とをつなぐ推進員は、学校のねらいやボランティアの思いを受けとめ、「連携・協働」という関係の中で一緒に活動をつくり、調整する役割を担う。  
 推進員がいることで、ボランティアや教職員のとまどいが少なくなり、活動が円滑になる。その結果、学校でのボランティア活動や教育活動が、さらに広がりを持ち、地域の方が参加しやすくなり、活気のある充実したものになることが考えられる。

→地域学校協働活動推進員は学校運営協議会委員を兼任する

地域学校協働活動推進員は地域と学校との連絡調整や地域住民への助言等を行うため、次のような人材が想定される。

- ボランティア
- PTA 関係者、PTA 活動の経験者
- 退職教職員
- 自治会、青年会などの地域団体の関係者
- 地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体などの関係者
- 社会教育主事の有資格者や社会教育士

- 地域学校協働本部の設置場所

	設置方法	設置箇所	メリット	デメリット
案1	全小・中学校に設置	8		
案2	小学校区に設置	5		
案3	中学校区に設置	3		
案4	各公民館に設置	3		
案5	町教育委員会に設置	1		

#### ④つながる方策：どのように地域でネットワークをつくるか？

##### ● 地域ボランティア（活動に関わってくれる地域住民）をどのように集めるか？

（令和6年8月図書館部会意見）

- 中学校の学校運営協議会で学校図書館に別室登校をする生徒を見守る活動を検討しているが、読書指導員の勤務も2週間に3日であるため、協力してくれるボランティアの確保が課題となっている。学校運営協議会委員に信頼できる方を紹介してもらうことを考えている。

（令和6年11月図書館部会意見）

- 小学校の学校運営協議会で地域の自治会に回覧板で学校に協力してくれるボランティアを事例（ミシン補助、読み聞かせ、花壇づくり、草むしり等）をあげて募集したが、10人ほどで想定より少なかった。

- 
- 
- 

##### ● 学校活動に協力してくれる地域の個人や団体が適性を判断する方法はあるか？

（令和7年2月全体会意見）

- 地域に多様な人材、モノ、コトはあるが、現状では学校がその情報を入手することが難しく、さらにそれが子どもたちに安全安心か、適性があるか判断が難しい。
- 公民館や図書館などの事業で子どもたちに指導をしている実績は判断材料の一つになる。

- 
- 
- 

##### ● 地域学校協働活動の情報の集約と一元化はどのような方法が考えられるか？

（令和7年2月全体会意見）

- 大磯町の地区研究会の事例発表では地域で活動する個人や団体のつながりをスムーズにするためには情報の集約と一元化が重要であると言っていた。地域学校協働活動の円滑で効果的な実現に向けて、寒川町ではどのように体制を作るか。

- 
- 
-